平成２４年（フ）第６９号
佐賀県唐津市松南町９番20号
債務者　中島　照美
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第７７号
佐賀県唐津市南富士見町３番22号
債務者　前田　重雄
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第７８号
佐賀県唐津市南富士見町３番22号
債務者　前田　洋子
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第５１９号
熊本市北区清水新地７丁目４番１―414号
新地団地Ｄ―２
債務者　上田　美子
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２５８号
盛岡市西青山３丁目13番28号
債務者　西尾　正臣
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第５４１号
熊本県合志市合生911番地
債務者　池田　　司
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４４４号
名古屋市天白区中坪町109番地　平子橋マンション101号
債務者　礒見工建こと　日置　稔一(旧姓礒見)
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３５９号
愛知県名古屋市北区辻町１丁目32番地の１
県営辻町住宅５街区１棟102号
債務者　大澤　　修
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４６４号
神戸市垂水区霞ヶ丘６丁目８番34―103号、従前の住所神戸市西区神出町田井221番地の１
債務者　藤本　弘一
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７５８号
神戸市須磨区東落合１丁目３番171―706号
債務者　杉原　純治
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８０５号
神戸市垂水区中道２丁目３番31号　本多文化２Ｆ東、従前の住所神戸市中央区港島中町２丁目４番地の１　市営港島住宅70号棟1217号
債務者　重田　雄輔
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６４号
宮城県石巻市大森字内田１―41　仮設大森第２団地９―６、住民票上の住所宮城県石巻市門脇字元浦屋敷27番地４　仮設元浦屋敷団地４―２号
債務者　今野　蘭子
1　決定年月日時　平成24年10月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２４年（フ）第１８２号
神奈川県横須賀市池上５丁目７番５号
債務者　大川　光徳
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第１９０号
神奈川県逗子市沼間４丁目14番６号　石井アパート201号
債務者　岡崎登美子
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第７０号
山口県周南市大字湯野3865番地の15
債務者　末次　雅文
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第１３３０号
愛知県愛知郡東郷町大字春木字屋敷3441番地２　プレセアヒルズ205号
債務者　金澤　武志
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２７号
山口県防府市自由ケ丘３丁目５番３号
債務者　岩切　宮子
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
山口地方裁判所民事部破産係